

占用許可の対象とする広報板又は掲示板（以下「広報板等」という）は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 公益上必要な広報、又は法令等で定められた事項を表示する為、本市、本市行政機関、国又は他の地方公共団体が設ける広報板等
- (2) 町内会、自治会など地域の住民が自主的につくり上げる住民自治組織（以下「町内会等」という。）が設置する広報板等

2 広報板等は、次の各号のすべてに該当する場合に占用許可することができる。

- (1) 大きさは原則として、高さ 2.2メートル、幅 1.8メートル以内とすること。
- (2) 倒壊及び落下等の危険がないよう、十分定着若しくは固定させること。
- (3) 公園の利用や維持管理に支障のない場所に設置し、原則として掲示面を公園の外側に向かって立てること。
- (4) 広告宣伝類を表示するものでないこと。
- (5) 前項第 1 号により設けられる広報板等はその表示目的ごとに設置することができる。ただし、複数の表示内容を 1 基にまとめて表示する等により公園景観の維持に努めることとする。
- (6) 前項第 2 号により設置される広報板等は 1 公園につき街区公園の場合は 1 基、近隣公園及び地区公園の場合は 2 基までとする。

3 町内会等が設置する場合の占用許可の期間は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、2 年以内とする。